①都道府県	②市町村名	0　就学援助制度問い合わせ先（広報用）					Ⅰ　平成３０年度就学援助制度の実施について																		
							1．就学援助制度の周知方法											2．就学援助制度の申請書の配布方法							
							（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに○）											（1）就学援助制度の申請書の配付方法（あてはまるもの全てに○）							
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載	エ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ．各学校に対し制度を書面で周知	キ．教職員向け説明会を実施	ク．保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ．その他→（２）	（２）ケの内容	（３）就学援助制度周知の工夫	ア．各学校で制度案内を配付後，希望者に各学校から申請書を配布	イ．各学校で制度案内を配付後，希望者に教育委員会から申請書を配布	ウ．各学校で全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	エ．教育委員会で全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	オ．制度案内等は行わず，各学校で希望者に対して申請書を配布	カ．制度案内等は行わず，教育委員会で希望者に対して申請書を配布	キ．その他（内容を２．（２）に記入してください。）	（２）キの内容
該当団体数	21	21	21	20	19	1	18	13	8	16	21	8	3	1	6	6	8	10	7	10	1	0	0	6	6
長崎県	長崎市	長崎市教育委員会総務課	095-829-1191	kyou_sou@city.nagasaki.lg.jp	http://www.city.nagasaki.lg.jp/		○	○		○	○	○	○				・援助対象となる年間所得の目安額等を記載 ・外国語の申請書を作成			○					
長崎県	佐世保市	教育委員会総務課	0956-24-1111（内線3107）	kyouik@city.sasebo.lg.jp	https://www.city.sasebo.lg.jp/kyouiku/kyouik/shochushugaku.html		○	○		○	○		○				・制度の案内と一緒に申請書を全世帯へ配付して、制度希望の有無の回答を全世帯から提出させることで制度周知を図っている。 ・案内文には、援助対象となる条件を記載し、認定できる所得の目安等も記載することで、保護者自身で制度利用の判断ができるようにしている。			○					
長崎県	島原市	島原市教育委員会教育総務課	0957-68-5471	kyosomu@city.shimabara.lg.jp	http://www.city.shimabara.lg.jp/		○		○	○	○	○						○							
長崎県	諫早市	諫早市教育委員会学校教育課	0957-22-1500	gakkyo@city.isahaya.nagasaki.jp	https://www.city.isahaya.nagasaki.jp		○	○		○	○						配布文書のレイアウトを読み取りやすいようにしている		○						
長崎県	大村市	学校教育課	0957-53-4111（内線370）	gakkyou@city.omura.lg.jp	http://www.city.omura.nagasaki.jp		○	○		○	○				○	新小学１年生に関しては、就学時健康診断時に就学援助制度の書類を配布				○				○	新小学１年生に関しては、就学時健康診断時に就学援助制度の書類を配布
長崎県	平戸市	平戸市教育委員会　教育総務課	0950-22-4111	kyoikusomu@city.hirado.lg.jp				○			○				○	新小学１年生については11月に案内兼申請書を住所地に郵送				○				○	新小学１年生については11月に案内兼申請書を住所地に郵送
長崎県	松浦市	教育総務課	0956-72-1111	kyouikusoumu@city.matsuura.lg.jp	http://www.city-matsuura.jp		○	○		○	○	○					援助対象となる年間所得の目安額等を記載,申請書提出期限をわかりやすく記載している	○	○						
長崎県	対馬市	対馬市教育委員会　学校教育課	0920-88-2001	gakukyou@city.nagasaki-tsushima.lg.jp	http://www.city.tsushima.nagasaki.jp/		○	○	○	○	○	○						○							
長崎県	壱岐市	壱岐市教育委員会教育総務課	0920-45-1202	iki-kyouiku@city.iki.lg.jp	https://www.city.iki.nagasaki.jp		○	○	○	○	○							○							
長崎県	五島市	教育委員会総務課	0959-72-7905	kyoui-soumu@city.goto.lg.jp	http://www.city.goto.nagasaki.jp/		○		○	○	○	○								○					
長崎県	西海市	西海市教育委員会教育総務課	0959-37-0077	edu-soumu@city.saikai.lg.jp	http://www.city.saikai.nagasaki.jp/		○		○	○	○	○		○				○		○					
長崎県	雲仙市	教育委員会学校教育課	0957-37-3113	gakkyou@city.unzen.lg.jp	http://www.city.unzen.nagasaki.jp/		○	○		○	○	○			○	就学時健康診断時に書類を配布（新小１のみ）	学校を通じて児童生徒全員に配布			○	○			○	・教育委員会又は市内各総合支所に申請書を配置。 ・市ホームページに申請書の掲載
長崎県	南島原市	教育委員会　学校教育課	0957-73-6702	gakkyou@city.minamishimabara.lg.jp	http://www.city.minamishimabara.lg.jp		○		○	○	○							○	○						
長崎県	長与町	教育総務課	095-801-5680	kyouisoumu@nagayo.jp	http://webtown.nagayo.jp		○	○	○	○	○						従来複写式の申請用紙を教育委員会及び学校にて配布していたが、 用紙をPDF化してホームページからダウンロードできるように変更した。	○	○					○	各学校で制度案内を配布後，町HPから申請書をダウンロード
長崎県	時津町	時津町教育委員会教育総務課	095-882-2211		http://www.town.togitsu.nagasaki.jp/		○	○			○				○	新小学１年生については、入学前に個別郵送で就学援助制度の書類を配付				○				○	新小学１年生については、個別郵送で全児童の保護者に申請書を配布
長崎県	東彼杵町	学校教育係	0957-46-0353	kyoui-gatukyou@town.higashisonogi.lg.jp	http://www.kyoui.higashisonogi.jp/		○			○	○								○						
長崎県	川棚町	教育委員会　教育総務係	0956-82-2064	kyoui@town.kawatana.lg.jp	http://www.kawatana.jp/yakuba/section/30_3.html		○				○				○	・新入学児説明会の折に就学援助制度の書類を配布 ・新入学学用品費(前年度支給)については、入学予定者(保護者)に制度・申請書等を郵送				○				○	新入学学用品費(前年度支給)については、入学予定者(保護者)に申請書等を郵送
長崎県	波佐見町	波佐見町教育委員会　教育総務係	0956-85-2034	gakkou@town.hasami.lg.jp	http://www.town.hasami.lg.jp		○	○			○				○	・就学時健診時に保護者へ制度周知を行っている。 ・児童生徒全世帯へ案内、申請書を配布している。	・制度周知は児童生徒全世帯へ配布し、町長部局の協力を得て、母子家庭等へ個別周知を行っている。 ・申請書類の簡素化（収入証明等）			○					
長崎県	小値賀町	教育委員会教育総務係	0959-56-3838	kyouiku@town.ojika.lg.jp					○		○							○	○						
長崎県	佐々町	教育委員会	0956-62-2128	kyouiku@saza.nagasaki.jp	http://www.sazacho-nagasaki.jp		○	○		○	○						・平成30年度の案内から年間所得の目安や要件などを新たに記載した。 ・異動などで家族の状況に変化などがある場合は、異動の手続きの際に聞き取りを行い、状況によって申請の案内をしている。	○	○						
長崎県	新上五島町	教育委員会学校教育課	0959-54-1981	kyoiku@town.shinkamigoto.nagasaki.jp	http://official.shinkamigoto.net/	http://kamigoto.jp/				○	○	○	○					○							

①都道府県	②市町村名	Ⅱ　平成３０年度準要保護認定基準																												Ⅲ　就学援助率	
		（１）　平成３０年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			（２）ソ，タ，チを選択した場合					（３）ツに○をし					
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．P・T・A会費，学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者，昼食，被服等が悪い者または学用品，通学用品等に不自	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で，生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているも	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額，又は同基準額に一定の係数を掛	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ．その他（内容を（５）に記入してください。）	倍数（倍率） 倍	基準根拠 課税所得等の分類	年	月	目安額（年額） 万円	係数（倍率） 倍	目安額（年額） 万円	（４） （２）（３）の補足	（５）　テの内容	（１）平成29年度	（２）平成30年度
該当団体数	21	20	17	13	14	13	20	12	4	11	11	7	4	7	8	13	4	3	0	7	20	20	20	20	20	0	0	4	7	21	21
長崎県	長崎市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○		○			○	1.2	総所得（諸控除前）	25	4	260			生活保護基準の見直し（引き下げ）に伴う制度への影響がないよう、引き下げ前の基準を適用している。	長期療養・災害・交通事故などの特別の事情がある場合	25%未満	30%未満
長崎県	佐世保市	○	○		○		○					○		○		○				○	1.2	総所得（諸控除前）	30	4	320				生活支持者の失業や長期療養中、災害などの特別な事業で前年度との生活状況が大きく変化し、経済状況が困窮していると認められる場合	20%未満	20%未満
長崎県	島原市	○	○				○									○				○	1.3	その他	29	7	330			給与収入	以上の他の事情で学用品費等に不自由している。	20%未満	20%未満
長崎県	諫早市	○	○	○	○	○	○	○		○	○						○			○	1.2	課税所得	30	4	250				災害、主たる生計維持者の死亡、その他の理由により経済的に困窮していると認めるもの	20%未満	20%未満
長崎県	大村市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					1.3	課税所得	29	12	265					20%未満	20%未満
長崎県	平戸市	○	○				○									○				○	1.3	その他	29	12	322			収入（給与収入、営業収入）	生計維持者の長期療養･災害など特別な事情により生活状況が前年度と大きく変化し経済状況が困窮したことにより就学に支障があると認めるとき	15%未満	15%未満
長崎県	松浦市	○		○		○	○									○					1.3	その他	29	4	312			基準根拠：給与収入（税引前）		20%未満	20%未満
長崎県	対馬市	○	○		○		○									○					1	課税所得	29	4	252					15%未満	15%未満
長崎県	壱岐市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															10%未満	15%未満
長崎県	五島市	○	○	○	○	○	○	○		○	○					○					1.2	総所得（諸控除前）	30	4	232					30%未満	30%未満
長崎県	西海市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○		○				1.3	総所得（諸控除前）	29	6	305					20%未満	20%未満
長崎県	雲仙市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○				○	1.3	課税所得	29	4	296				火災等特別な事情	15%未満	15%未満
長崎県	南島原市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○					1.3	課税所得	29	12	335					20%未満	20%未満
長崎県	長与町	○	○				○									○					1.2	総所得（諸控除前）	26	4	280					15%未満	15%未満
長崎県	時津町															○					1.2	課税所得	25	7	265					20%未満	15%未満
長崎県	東彼杵町	○					○	○	○			○	○	○				○			1.2	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	24	12	258					15%未満	15%未満
長崎県	川棚町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					1.3	課税所得	30	1	297					15%未満	15%未満
長崎県	波佐見町	○					○											○		○	1.2	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	24	12	277				教育委員会が就学援助を必要であると認める者	10%未満	15%未満
長崎県	小値賀町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○		○				1.3	課税所得	30	3	251					5%未満	5%未満
長崎県	佐々町	○	○	○	○	○	○											○			1	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	24	12	231					15%未満	15%未満
長崎県	新上五島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	総所得（諸控除前）	25	4	263					10%未満	10%未満

Ⅳ　平成３０年度準要保護就学援助額

１．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（１）　費目毎の援助額

①都道府県	②市町村名	学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									（２）　補足事項
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
該当団体数	21	0	0	0	3	3	3	18	18	0	0	0	0	2	2	2	19	19	0	6	6	1	3	3	3	0	0	0	9	10	1	12	12	12	0	0	0	12
長崎県	長崎市							○	11,420								○	40,600		○	33000								○	23,000								
長崎県	佐世保市				○	11,420	11,163										○	40,600		○	22613								○	17,352								
長崎県	島原市							○	11,420								○	40,600		○	52690								○	20,299								
長崎県	諫早市							○	11,420								○	40,600					○	39,290	0							○	21,490	20,000				・記入欄が空白の費目については、規則で定めていない。 ・通学費は過去数年実績がなく予算計上していないため、支給平均額は０としているもの。
長崎県	大村市							○	11,420								○	40,600				○							○	20,000								平成30年度に計上した単価
長崎県	平戸市							○	11,420								○	40,600		○	0											○	19,960	17,079				
長崎県	松浦市							○	11,420								○	40,600		○	45010											○	21,490	17,142				支給平均額欄：執行見込額による記入が困難なため，29年度の実績額を記入
長崎県	対馬市							○	13,650								○	40,600														○	21,400	21,400				
長崎県	壱岐市							○	13,650								○	40,600											○	35,000								学用品費については、第１学年のみ11,420円
長崎県	五島市							○	11,420								○	40,600											○	35,500								
長崎県	西海市							○	11,420								○	40,600		○	0											○	21,490	21,490				通学費については、対象項目であるが他制度優先のため、支給予定なし。
長崎県	雲仙市							○	11,420								○	40,600					○	39,290	0							○	21,490	21,490				支給平均額については、執行見込額による記入が困難であるため、30年度予算に計上した単価を記入。
長崎県	南島原市				○	13,650	13,650							○	40,600	40,600							○	39,290	0				○	20,802								通学費は、支出見込がなく予算計上なし。
長崎県	長与町							○	11,420								○	40,600														○	21,490	19,205				支給平均額は平成29年度実績額
長崎県	時津町							○	11,420								○	40,600														○	21,490	21,490				修学旅行費：平成30年度予算計上単価
長崎県	東彼杵町							○	11,420								○	40,600														○	21,490	21,490				修学旅行費の「平均支給額」は、平成30年度予算計上単価を記入
長崎県	川棚町							○	13,650								○	40,600											○	16,318								
長崎県	波佐見町							○	11,420								○	40,600														○	21,490	21,490				支給平均額については、平成30年度予算分を計上している。
長崎県	小値賀町				○	11,420	11,420							○	40,600	40,600																○	35,000	35,000				・学用品費、新入学児童生徒学用品費等は、特別支援教就学奨励費補助金における予算単価を準用 ・修学旅行費は、予算単価を計上
長崎県	佐々町							○	11,420								○	40,600											○	18,500								
長崎県	新上五島町							○	11,420								○	40,600														○	34,200	34,200				

206,771　　9

| ①都道府県 | ②市町村名 | 2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） | | |

①都道府県	②市町村名	Ⅴ　その他																					Ⅵ　自由記述欄
		1．学校における保護者負担軽減に向けた取組の状況									2．教育委員会における保護者負担軽減に向けた取組の状況												就学援助制度の運用や，経済的に困窮している児童生徒に対する貴市町村の取組・対応について，これまでの回答への補足
		（1）教育委員会が把握している学校の取組（あてはまるものすべてに○）									（1）　教育委員会における取組（あてはまるもの全てに○）												
		ア．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	イ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	ウ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	エ．低廉な学用品等の使用	オ．使用する学用品等の精選	カ．使用する学用品等の入札・合見積等の実施	キ．把握していない	ク．その他（※具体的な取組を（２）に記載）	（２）クの内容及び補足説明	ア．自治体内で学用品等の仕様の統一	イ．自治体内で学用品等の一括契約・購入	ウ．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	エ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	オ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	カ．就学援助とは別に，学用品費等の一部助成	キ．学用品費等の購入費用の貸付	ク．学校（又は校長会等）に対して，学用品等の取扱いに関する通知やマニュアルを提	ケ．学校（又は校長会等）に対して，他校の取組状況等を情報提供	コ．その他（※具体的な取組を（２）に記載）	（２）コの内容及び補足説明	（３）その他学校や教育委員会以外での取組	
該当団体数	21	0	0	4	2	3	0	16	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	1	0
長崎県	長崎市			○														○					
長崎県	佐世保市			○	○	○													○				
長崎県	島原市							○															
長崎県	諫早市							○															
長崎県	大村市							○															
長崎県	平戸市							○															
長崎県	松浦市			○																			
長崎県	対馬市							○															
長崎県	壱岐市					○																	
長崎県	五島市							○															
長崎県	西海市							○															
長崎県	雲仙市							○														市福祉事務所による「福祉医療費」の充実を図っている。（義務教育段階の児童生徒の医療費を支給）	
長崎県	南島原市							○															
長崎県	長与町							○															
長崎県	時津町							○															
長崎県	東彼杵町							○															
長崎県	川棚町							○															
長崎県	波佐見町							○											○				
長崎県	小値賀町							○															
長崎県	佐々町			○	○	○				ＰＴＡにおける制服のリサイクル（無償譲渡）													
長崎県	新上五島町							○															